

令和7年度加美町農業委員会
第1回定例総会議事録

令和7年4月25日（金）

加美町小野田支所 2階会議室

加美町農業委員会

令和7年度第1回定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和7年4月25日(金)午後1時30分～午後1時54分
- 2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室
- 3 出席委員(農業委員15名 / 農地利用最適化推進委員5名)

会 長	16番	板 垣 文 一
会長職務代理者	15番	杉 村 昭 宏
農 業 委 員	1番	三 浦 良 人
〃	2番	畠 山 智 史
〃	3番	坂 上 昌 哉
〃	4番	菅 野 守
〃	5番	佐 藤 健 喜
〃	6番	鈴 木 英 明
〃	7番	小 山 京 子
〃	8番	山 本 成
〃	9番	高 橋 秀 生
〃	10番	青 砥 美 恵 子
〃	11番	猪 股 弘
〃	12番	中 村 貴 美 子
〃	13番	澁 谷 涼 子
農地利用最適化推進委員		高 橋 勤
〃		尾 形 明
〃		長 沼 一 弥
〃		佐 藤 繁
〃		今 野 真 優

4 議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	会議書記の指名	
日程第4	報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第5	報告第2号	農地転用許可後の工事完了報告について
日程第6	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
日程第7	議案第2号	農地転用事業計画変更承認申請の承認について
日程第8	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について

5 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	佐藤登志子
農業委員会事務局次長兼農政係長	佐藤美智子
農業委員会事務局主幹兼農地係長	畠山明大
農業委員会事務局技師	田生遥菜

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第1回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後1時30分 開会〉

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは定刻でございますので、只今より令和7年度 加美町農業委員会 第1回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

〔 会長挨拶 〕

*事務局（佐藤登志子事務局長） それでは、農業委員会 会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく申し上げます。

*議長（板垣文一会長） ただいまの出席委員は農業委員15名、農地利用最適化推進委員5名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、3番 坂上昌哉委員、4番 菅野守委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（板垣文一会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（板垣文一会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 佐藤登志子さんを指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（板垣文一会長） 日程第4、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和7年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地法第18条第6項の規定による通知は1件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全1件の合意解約について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第1号を終了いたします。

日程第5 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について

*議長（板垣文一会長） 日程第5、報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第2号 農地転用許可後の工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事完了報告書の提出があったので報告いたします。
令和7年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。
今月の農地転用許可後の工事完了報告は1件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全1件の工事完了報告について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これにて報告第2号を終了いたします。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（板垣文一会長） 日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（畠山明大係長） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

〔 議案書に記載のとおり全3件の許可申請について説明 〕

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、申請番号1番について2番 畠山智史委員お願いします。

*2番（畠山智史委員） 調査日は令和7年4月15日。譲渡人は現在老人ホームへ入所されており、ご高齢で農地を管理する後継者もないことから、今回親戚である譲受人へ贈与することとなりました。申請地は門沢地区国道沿い、大きく基盤整備された圃場があるところの西側に位置しており、面積は6筆で約3,000㎡の未整備田であります。区画が小さく不整形であり、用水路も適正ではないため、耕作には支障がある可能性がございます。譲受人はこの土地を、自己保全にて管理していくという意向でございました。また今回の申請において、全ての申請を譲渡人へ委任する旨の委任状が提出されております。調査の結果、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号2番について4番 菅野守委員お願いします。

*4番（菅野守委員） 令和7年4月17日、佐藤健喜委員指導のもと現地確認を実施しております。今回の申請地は譲渡人自宅の裏と、それに隣接する東側の田で、家を囲んだL字型の田でございました。現地確認後譲受人宅に訪問し、譲渡人同席の上、今回の申請に係る聴き取りを実施しております。これまで譲渡人は、色麻町黒沢にお住まいの方へ耕作を依頼しておりました。一方譲受人は、小野田地区にある実家の田45aを耕作しており、今般経営規模拡大のための売買ということで耕作に大変意欲的で、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

*議長（板垣文一会長） ご苦労様でした。次に申請番号3番について7番 小山京子委員お願いします。

* 7 番（小山京子委員） 令和7年4月19日、譲渡人宅へ訪問し、聴き取り調査と現地確認を行いました。譲受人からは事前にお話を伺っておりましたので、その内容と合わせて報告いたします。今回の申請は譲渡人が町外に引っ越すのを機に農地を手放したいと考え、譲受人へ売買するものです。譲受人は農機具を所有していませんが、取得した農地はこれまでと同様に地域の担い手が耕作することとなっております。水田と、未整備地は減反で豆の作付を引き続き行うということで、農地の管理においては問題なく、地域調和要件に支障のないものと判断しました。以上です。

* 議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について

* 議長（板垣文一会長） 日程第7、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について、事務局より議案の説明をさせます。

* 事務局（畠山明大係長） 議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請の承認について。下記のとおり事業計画を変更するため加美町農業委員会会長あてに承認申請があったので審議されたい。

令和7年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

[議案書に記載のとおり全1件の承認申請について説明]

* 議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請の承認についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

- *議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地転用事業計画変更承認申請の承認については、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

- *議長（板垣文一会長） 日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和7年4月25日提出。加美町農業委員会会長 板垣文一。

今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請地 下多田川字岩滝の畑 4筆

面積 合計28,609㎡のうち24,914㎡

申請事由 賃貸借による土採取(一時転用)

事業計画 許可日着工予定 / 許可日から3年間予定

申請地は加美町役場の北北東約6.6kmに位置し、農振農用地区域内の農地です。3年以内の一時的な転用であり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められることから、不許可の例外規定cに該当いたします。

本案件は譲受人が申請地を借り受け、一時転用により培土用原土を採取するものであります。他にも適地をあたったようですが、公道に接続し必要面積を借地により確保できる場所が申請農地以外になかったため、農用地区域内である申請農地を選定したとのことであります。一時的な転用であり、圃場の分析結果等の目的を達成する上で当該農地を供することが必要と認められるため、やむを得ないと判断しました。

またこちらの案件が許可決定された場合、3,000㎡を超える事業計画となり、県の常設審議委員会にて諮問を受ける案件となっております。

[議案書に記載のとおり以上1件の許可申請について説明]

*議長（板垣文一会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、1番 三浦良人委員お願いします。

*1番（三浦良人委員） 令和7年4月15日、板垣会長、佐藤局長、畠山係長、畠山委員、坂上委員、私の6名で現地調査を行ってまいりました。申請地は道路の方が高くなっており、土砂等が道路側に流出する恐れはございません。隣地境界線より4mから5m程後退した上で、さらに法面を形成するため周辺農地への影響はなく、原土採取後は整地し土を戻すということでした。ただし一部に水道管が埋設されており、作業の際は十分留意して進めるとのことです。以上のことから許可相当と判断いたしました。

*議長（板垣文一会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（板垣文一会長） ご異議なしと認めます。よって議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

*議長（板垣文一会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和7年度加美町農業委員会 第1回定例総会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

〈午後1時54分 閉会〉

この議事録は、事務局長 佐藤登志子が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和7年4月25日

議 長 板 垣 文 一

署名委員 坂 上 昌 哉

署名委員 菅 野 守